

第3章 福祉・健康

いつまでも健康で安心して暮らせるまち



たんぽぽ
(幸手桜高等学校 佐々木琉偉様)



桜が咲いていない権現堂
(幸手市 山本響也様)



幸手市の桜
(幸手市 松角弥英様)



自然
(幸手桜高等学校 小野葵様)

※「幸手のしあわせ写真」にご応募いただいた写真を掲載しています。

第1節 地域福祉の推進



[施策の目的]

- ・市民が共に支え合う地域社会を形成すること。
- ・地域福祉の基礎となる住民、事業者、関係機関などによるつながりを深めること。
- ・地域住民だれもが「我が事*」として考える地域共生社会を目指すこと。

現況と課題

- ・令和3年(2021年)4月に施行された改正社会福祉法において、市町村に対して包括的な支援体制の整備を努力義務化し、相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援の新たな事業の創設などが定められました。今後、ますます多様化・複合化する地域の生活課題に対して、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと*」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の形成が求められています。
- ・保健福祉総合センターを核として、各種民間組織などと連携しながら福祉・医療・保健のネットワーク化による独自性の高い総合的なサービスの提供を図っていますが、地域福祉を取り巻く環境はますます厳しくなっています。今後も地域包括ケアシステム*の充実に向けて関係機関との連携をさらに深めていくことが必要です。
- ・地域福祉活動の中核となる社会福祉協議会の経営基盤の安定化を図るため、各種支援を行っています。
- ・市民公開講座の開催や健康教育事業の効果検証など、日本保健医療大学などとの協力・連携により事業を実施していくことが求められています。

成果指標

指標名[指標の説明]	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
①ボランティア登録団体数 [社会福祉協議会でボランティア団体に登録している累計団体数]	27団体	28団体
②民生委員・児童委員の訪問件数 [民生委員・児童委員の年間訪問件数の合計]	11,487件	13,000件
③見守り支援ネットワーク登録数 [高齢者・障がい者の見守り支援ネットワーク登録団体数]	152団体	154団体

施策の内容

1 地域福祉活動の推進

- 福祉のまちづくりの指針となる「幸手市地域福祉計画」の意義や重要性を市民に周知するとともに、適切な情報提供、意識啓発を行い、地域福祉活動の推進を図ります。
- 民生委員・児童委員や自治会、ボランティアグループなどと連携を図り、福祉の担い手づくり、地域活動リーダーの育成を進めます。
- だれもが、住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるよう、地域コミュニティにおける共生社会の実現を図ります。
- 複合的な生活課題に対する総合相談支援体制の整備を検討します。
- 高齢者や障がい者、子どもたちなどすべての市民が安全で快適な生活が送れるようにするため、公共公益施設のバリアフリー化をさらに推進します。
- 避難行動要支援者*の避難対策のため、関係機関と連携し、名簿の更新や個別計画の策定など、避難体制の強化に努めます。

2 福祉・医療・保健の連携の推進

- 保健福祉総合センターを核として、市民が安全・安心に暮らし、健康で快適な生活を送ることができるようになるため、福祉・医療・保健の連携による支援体制づくりを進めます。
- 日本保健医療大学などとの連携を密にし、市民公開講座の開催や地域の福祉・医療・保健に関する共同事業の研究などを行います。

3 地域の見守り支援体制づくり

- 認知症や虐待などにより援護を必要とする高齢者や障がい者を地域全体で見守る体制を整備するため、既存の「幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク」の積極的な推進を図り、住み慣れた地域でだれもが安心して暮らしていくことができるよう、地域全体で見守る体制の充実に努めます。
- 地域福祉活動の核となる社会福祉協議会の経営基盤の強化を促進します。

〈関連する計画〉

- 幸手市地域福祉計画

協働の役割

<p>市民・事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支え手・受け手という関係を超えて、「我が事」、「丸ごと」の理念を踏まえ行動します。 ・高齢者や障がい者、子どもたちなど、すべての人が安心して暮らせるよう、ボランティア活動などにより、地域全体ですべての人を温かく見守る社会づくりに貢献します。 ・自助・共助・公助*の考え方を理解し実践します。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・制度・分野ごとの縦割りを超えて、「我が事」、「丸ごと」の地域づくりを進めます。 ・高齢者や障がい者、子どもたちなど、すべての人の見守り体制づくりを支援します。 ・地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域住民ならびに多職種との連携の充実に図ります。 ・自助・共助・公助の理念の普及に努めます。 ・日本保健医療大学などとの連携を推進します。



■点字付きフロア案内図(ウェルス幸手内)



■施設のバリアフリー化(ウェルス幸手内)

第2節 障がいのある人への支援



〔施策の目的〕

- ・障がいのある人やその家族が安心して暮らせ、必要な支援を受けられるようにすること。

現況と課題

- ・「障害者総合支援法」が平成25年（2013年）から施行され、平成30年（2018年）、令和3年（2021年）と改正があり、サービスの充実が図られました。
- ・「障害者差別解消法」が平成28年（2016年）から施行され、令和3年（2021年）に改正があり、障がいを理由とする差別の解消を推進しています。
- ・障がいのある人が、地域社会の中で社会的障壁を感じずに、いきいきと生活できる社会を実現していくことが求められています。
- ・障がいの状況や家庭環境などに応じた適切な支援、サービス提供基盤の充実、障がい者雇用の拡大などを行うことで、地域における障がいのある人の生活を総合的に支援する体制を整えることが必要です。

成果指標

指標名〔指標の説明〕	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
①障がい者の日常生活などに係る相談件数 〔埼葛北障害者生活支援センター相談延べ件数〕	3,328件	5,800件
②障害者就労支援センターの支援による就労者数 〔障害者就労支援センターが支援し、就労に至った人数〕	142人	220人

施策の内容

1 総合的な施策の推進

- 「幸手市障がい者基本計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、関係機関と連携し、総合的に施策を推進します。また、毎年進捗状況を把握し、必要に応じて施策の見直しを行います。

2 地域における支え合い活動の推進

- 障がいや障がいのある人に対する市民の理解と認識を深めるため、広報・啓発活動を推進します。
- 障がいのある人に対する虐待防止や、障がいを理由とした差別の解消に関する取組の充実などを図り、障がいのある人の権利擁護を推進します。
- 地域におけるNPO活動やボランティア活動を支援し、地域住民による支え合い活動の推進を図ります。

3 地域生活の支援

- 障がいのある人やその家族が悩みや不安を気軽に相談でき、適切な支援に結びつけられるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- 障がいのある人が必要なときに必要なサービスを利用できるよう、計画的に提供体制を整備するとともに、障がいの特性に合わせた支援策の充実に努めます。
- 障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるよう、地域での暮らしを支える環境の整備や必要なサービスの充実に努めます。

4 社会参加・活動への支援

- 障害者就労支援センターを中心に、職場開拓や職場への定着支援を行い、障がいのある人への就労支援の充実を図ります。
- 視覚障がいや聴覚障がいのある人、情報を理解しづらい人に対する情報伝達手段の充実を図り、情報のバリアフリー化を推進します。
- 障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動や生涯学習活動への積極的な参加を促進します。
- 障がいのある人の社会復帰や自立に向けた支援を促進するため、関係機関が協力・連携しながら施策を推進します。
- 自立支援施設（さくらの里・なのはなの里）は、指定管理者制度を継続し、適切な維持管理・運営に努めます。

5 安心できる保健・医療の充実

- 各種健（検）診や健康相談などを実施し、障がいの原因となる疾病などの予防および早期発見への対応を図ります。
- 障がいのある人が地域で安心して医療サービスを受けられる体制づくりと適切な診療の場の確保を図ります。

6 人にやさしいまちづくりの推進

- 障がい者だけでなくすべての人が不自由なく日常生活を過ごすことができるよう、市民、企業などと連携してユニバーサルなまちづくりを推進します。

《関連する計画》

- 幸手市障がい者基本計画
- 幸手市障がい福祉計画
- 幸手市障がい児福祉計画

協働の役割

市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいや障がいのある人に対する理解を深めます。 ・障がいのある人へのボランティア活動に参加・協力します。 ・障がいのある人やその家族に対して、地域で支援を行います。 ・障がいのある人を積極的に雇用します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいや障がい者施策に関する情報を提供し、必要な支援を行います。 ・障がいのある人も、ない人も不自由なく暮らせる環境づくりに努めます。



■ 自立支援施設

第3節 高齢者支援の推進



[施策の目的]

・高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができること。

現況と課題

- ・地域の高齢者を支援するため、2箇所の地域包括支援センター*が中心となって、高齢者の総合相談支援を行っています。令和4年度（2022年度）に地域包括支援センターの職員を増員し、センターの機能を強化しています。今後も高齢者の地域での自立した生活を支えるために、見守りと支援の拠点として、さらなる活動の充実が求められています。
- ・介護予防事業については、介護予防教室や自主グループへの出前講座を実施しています。
- ・要支援・要介護認定者数は、令和4年（2022年）3月末で2,488人であり、特に後期高齢者人口の増加により、今後も増加していくことが見込まれます。引き続き介護サービスの需要に対応したサービスの提供を行うことが必要です。

成果指標

指標名[指標の説明]	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
①高齢者自主グループ数 [高齢者健康体操・脳トレ自主グループ合計数]	40グループ	43グループ
②認知症カフェ*の開催回数 [認知症カフェの年間合計開催回数]	0回	24回
③認知症サポーター*の登録数 [認知症サポーター養成講座受講済の累計登録者数]	2,455人	2,575人

施策の内容

1 介護保険事業の円滑な運営

- 「幸手市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づいた介護サービスの提供、事業の推進を図ります。
- 日常生活圏域ニーズ調査などにより、市民ニーズを的確に把握します。

2 地域で共に支え合う地域づくり

- 高齢者のニーズを把握した上で、関係団体との協議を行い、地域の見守り支援体制づくりを推進します。
- 介護保険によらない住民同士の支え合いによる生活支援の充実を図るため、地域資源を活用した集いの場を増やすなど、高齢者がさまざまな分野で活躍できるよう支援を行います。
- 常時注意を必要とするひとり暮らしなどの高齢者に対して、定期的な見守りや緊急時連絡体制の構築など、適切な支援を行います。
- 地域包括支援センターによる相談受付業務の充実を図ります。

3 介護予防・健康づくりの推進

- 要介護状態や要支援状態となるおそれが高い高齢者を把握し、必要な相談や指導を行います。
- 可能な限り地域において自立した生活を送れるよう、地域介護予防活動団体の育成・支援を行います。また、高齢者の居場所づくりを推進し、活動を支援する介護予防サポーターなどの人材育成を行います。
- 認知症予防のための講座や事業の充実を図り、知識の普及・啓発に努めます。

4 介護・福祉サービスの充実

- 高齢者が介護を要する状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地域密着型サービスを充実します。
- サービスの質の向上を目指し、サービス提供事業者との連携や支援、指導を推進します。
- 安心してサービスを利用できるよう、低所得者などへの支援を推進します。
- 高齢者をはじめとする市民の憩いの場や、健康づくりに資する新たな福祉サービスを検討します。

5 在宅医療・介護連携の推進

- 地域医療・介護サービス資源の把握に努めるとともに、在宅医療・介護連携の課題の抽出や対応策を検討するための会議などを開催し、在宅医療・介護連携事業を実施することにより地域包括ケアシステムの深化を推進します。
- 在宅医療・介護連携に関する相談窓口として、在宅医療連携拠点を設置し、相談体制の強化を図ります。
- 地域の人が集う場に看護師などを派遣し、健康に関する相談・支援および講話などを実施します。

6 高齢者の権利擁護

- 成年後見制度*や任意後見契約*の周知に努めるとともに、高齢者の権利擁護業務に関する専門的対応の強化を図り、支援します。
- 市民に対しての相談窓口の周知を図り、高齢者などに対する虐待防止および早期発見に努めます。また、虐待や虐待の疑いがある場合には関係機関と連携を図り、速やかに状況を把握し、対策を講じます。
- 高齢者を支える家族に対する相談・支援体制の充実を図るとともに、周囲の人の介護者に対する理解を促し、本人および介護者の経済的・心理的負担の軽減を図ります。
- 認知症の人とその家族、地域の人など、だれもが参加できる集いの場を設け、地域の中で介護家族の孤立を防げるよう、支援を実施します。

◀関連する計画▶

- 幸手市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

協働の役割

市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において介護予防のための自発的な活動を行うよう努めます。 ・介護保険サービスの適切な利用に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における自主的な介護予防活動が行われるよう、相談・支援を行います。 ・介護保険サービスの市民への情報提供に努めます。



■認知症予防の講座

第4節 健康づくりの推進



【施策の目的】

- ・ 住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市民の健康が保たれる取組を推進すること。
- ・ 健康づくりの重要性を伝え、自ら積極的に健康づくりに取り組む市民を増やすこと。

現況と課題

- ・ 市における健康寿命(65歳)は、男18.01年、女20.85年と、県平均(男18.01年、女20.86年)とほぼ同じです。健康寿命の延伸のためには、知識の普及・啓発に努め、だれもが自然に健康になれる環境づくりを整備していく必要があります。
- ・ がんの早期発見と早期治療を図るため、がん検診の受診率の向上のための取組を進め、がんになっても安心して暮らせる社会であることが求められています。
- ・ だれもが自殺に追い込まれることのない社会づくりを推進していく必要があります。

成果指標

指標名[指標の説明]	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
①特定健康診査受診率 [健診対象者のうち、健診を受診した人の割合]	40.1% (令和3年度)	56.0%
②特定保健指導実施率 [特定保健指導終了者の割合]	23.7% (令和3年度)	55.0%
③健康寿命 [65歳の方が、健康で自立した生活を送ることができる期間(要介護2以上になるまで)]	男18.01年 女20.85年	男18.83年 女21.36年

施策の内容

1 「健康日本21 幸手計画・食育推進計画」の推進

- 食育推進計画を含む「健康日本21 幸手計画」で位置づけた目標の達成状況の評価を行うことで、適切な進捗管理を行います。また、国・県の計画との整合性を図りながら、同計画の定期的な見直しを行います。

2 特定健康診査・特定保健指導の充実

- 生活習慣病の前段階であるメタボリック症候群*（内臓脂肪症候群）を早期に発見し、自らの健康を確認する機会として特定健康診査が受けられるよう、健診体制の充実を推進します。
- 生活習慣病の原因となる、不適切な食生活、運動不足、過剰なストレスや喫煙、過度な飲酒などの生活習慣を改善するため、適切な保健指導を推進します。
- 受診率向上のため、広報に努め、未受診者に対し、文書の郵送や電話による受診勧奨を行います。
- 「幸手市特定健康診査等実施計画」に基づいた進行管理、評価を行います。

3 がんなど疾病予防事業の充実

- がんなどの早期発見と早期治療の重要性を市民に啓発することで、検診受診率の向上に努めます。
- 骨折予防対策の一環として、骨粗しょう症検診を実施し、骨粗しょう症の早期発見、早期治療につながるよう推進します。
- 要精密検査者が医療機関を受診し、早期治療が開始できるよう、未受診者に対して、受診勧奨を行います。

4 健康保険事業の充実

- 糖尿病性腎症*による人工透析への移行を抑制するため、生活習慣病重症化予防対策事業を引き続き実施します。
- 人間ドック・脳ドック助成事業を行い、被保険者の経済的な負担を軽減します。
- 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。

5 自殺対策の推進

- だれもが自殺に追い込まれることのない社会を目指し令和2年（2020年）3月に策定した「幸手市自殺対策計画」に定める事業を、関係各課と連携のもと推進します。
- 心身の健康に関する相談にいつでも応じられるよう、健康相談の充実に努めます。

6 感染症予防対策の推進

- 結核、エイズウイルス(HIV)、O157などの感染症のほか、新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症についての知識の普及と情報の提供を図ることで、感染症予防に努めます。
- 「幸手市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、関連機関と連携し、適切な対応がとれるよう計画に定める事業を推進します。
- 高齢者を対象に、ワクチン接種によるインフルエンザと肺炎の予防を推進します。

7 自然に健康になれる事業の推進

- 楽しみながら運動の習慣を身につけるなど、健康を維持するための取組を積極的に周知し、多くの人が参加できるよう推進します。

《関連する計画》

- 健康日本21 幸手計画・幸手市食育推進計画
- 幸手市第2期国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)・第4期特定健康診査等実施計画
- 幸手市自殺対策計画
- 幸手市新型インフルエンザ等対策行動計画

協働の役割

市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・健康への関心を高め、行政が実施する健康増進事業に参加するとともに、疾病予防に積極的に取り組み、健康づくりを継続的に実践します。 ・健康づくりを他者に広め、市全体の健康づくりの底上げを図る活動に参加します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・自分にあった健康づくりができるよう、情報提供や健康づくり事業などを実施します。 ・健康づくりのために活動している市民への支援を行います。



■健康教室

第5節 地域医療体制の充実



【施策の目的】

- ・地域で必要な時に適切な医療を受けられるような体制を整備すること。

現況と課題

- ・国や県では、医療連携（医療機能の分化・連携）を深めることで、地域全体で切れ目なく必要な医療を提供する「地域完結医療」を推進しています。
- ・市内の医療機関の状況は、5箇所の病院、24箇所の診療所があり、救急病院は2箇所指定され、うち1箇所は中核病院となっています。また、市内の医療機関や近隣市町などとの連携により、休日の在宅当番医制および第二次救急医療体制の病院群輪番制に対応しています。
- ・今後、高齢化の進行により増大するさまざまな医療ニーズに対応するため、地域包括ケアシステムの深化とともに、オンライン診療などを活用した地域医療体制の充実をしていく必要があります。

成果指標

指標名[指標の説明]	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
①かかりつけ医がいる市民の割合 [かかりつけ医がいる市民の割合]	71.5%	77.5%

施策の内容

1 地域医療体制の充実

- 市民の多様化する医療ニーズに対応できるよう、医師会などと連携し、市民への医療情報の提供に努めるなど、地域医療体制を充実します。
- 日常的な診療や健康管理により市民を支えるかかりつけ医を持つことを推進するため、啓発活動を行うとともに、適正受診について周知を行います。

2 救急医療・小児救急医療体制の維持

- 広域医療圏における関係市町および医療機関との連携を強化することで、休日在宅当番医制の充実を図ります。また、重症の救急患者を受け入れるため、第二次救急医療体制として、夜間・休日の病院群輪番制の維持に努めます。
- 感染症が流行しやすい冬季期間に小児の休日診療を引き続き実施するとともに、重症の救急患者を受け入れるため、小児第二次救急医療体制として、夜間・休日の病院群輪番制の実施により、小児医療体制の維持に努めます。

3 保健・医療関係機関との連携体制の構築

- 地域のさまざまな健康課題に対して、医療と保健が連携して行う取組を地域全体で推進します。
- かかりつけ医、かかりつけ歯科医、調剤薬局などの連携を促し、市民が安心して質の高い医療を受けられるよう努めます。

〈関連する計画〉

- 幸手市新型インフルエンザ等対策行動計画

協働の役割

市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりがかかりつけ医を持ち、行政が発信する地域医療体制の情報を活用します。 ・医療機関への重複受診やはしご受診をせず、適切な受診に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関などに関する情報提供に努めます。

第6節 社会保障制度の円滑な運用



【施策の目的】

- ・だれもが自立した社会生活を送ることができること。
- ・適正・健全な医療保険制度が維持され、安心して医療を受けることができること。

現況と課題

- ・社会保障制度は、だれもが享受することができるセーフティネットとして重要な役割を有しており、就労による経済自立が容易でない高齢者世帯の増加、厳しい社会経済情勢を受けた失業者の増加などから、生活困窮者や生活保護受給者の自立に向けた包括的支援が必要とされています。
- ・国民健康保険制度は、産業構造の変化や高齢社会の進展により、被保険者の構成が変化し、財政運営が不安定になりがちでした。そのため、国は、平成30年度（2018年度）に国保広域化を行い、持続可能な医療保険制度の構築を図りました。
- ・後期高齢者医療制度は、主に75歳以上の人を被保険者とする医療保険制度で、埼玉県後期高齢者医療広域連合が実施主体となっています。今後は、後期高齢者の医療費の増加が予測されるため、現役世代の負担を抑えることなどから、令和4年（2022年）10月から窓口負担割合（一定以上の所得がある方）が変更になっています。

成果指標

指標名[指標の説明]	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
①生活困窮者自立支援相談受付件数 [幸手市生活自立支援センターで相談を受けた延べ件数]	75人	80人

施策の内容

1 生活困窮者や生活保護受給者の自立に向けた支援

- 多様で複合的な課題を有する生活困窮者や生活保護受給者の自立に向けて、関係機関と連携しながら、個々の状況に応じて包括的な支援プランに沿った相談・支援などを行います。
- 生活保護受給世帯の就労による自立を助長するため、就労支援相談員を配置し、ハローワークなどと連携しながら、就労に関する相談・支援などを行います。

2 国民健康保険制度の運営

- 国民健康保険は、国保広域化により、市町村と県が共同保険者となり運営しています。被保険者証の発行などの資格管理、適正な国民健康保険税率の決定や保険税の賦課・徴収、保険給付の実施や、医療費の適正化に取り組み、健全な運営を行います。また、特定健診などの保健事業を実施します。
- 国民健康保険制度の周知を図るため、広報紙、ホームページ、パンフレットなどにより積極的な広報活動を行います。

3 後期高齢者医療制度の運営

- 埼玉県後期高齢者医療広域連合と協力・連携して、被保険者の制度理解を図り、円滑に各種手続を行います。
- 後期高齢者医療制度の安定した運営のため、保険料の収入を確保します。

4 国民年金制度の啓発

- 日本年金機構と協力・連携して、高齢者などの生活を支える公的年金の受給権確保に向けた取組を行います。
- 国民年金制度の理解と加入・納付促進のため、広報活動や身近に相談ができる体制づくりに努めます。

協働の役割

市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・自立した社会生活が送れるよう、生活困窮者の自立に向けた支援制度や、生活保護、医療保険などの各種社会保障制度に関する理解を深め、必要に応じ適切に利用します。 ・健康管理や疾病予防を積極的に行います。 ・保険税や保険料の自主納付を行います。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・多様で複合的な課題を有する生活困窮者や生活保護受給者の自立に向けて、関係機関と連携しながら相談・支援などができる体制を整えます。 ・社会保障制度の周知を図ります。



■生活自立支援センター